

貸金庫規定改定のお知らせ

株式会社青森みちのく銀行では、金融庁の「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」が改正されたことを受け、2026年4月1日付で下記のとおり「貸金庫規定」を改定いたしますのでご案内申し上げます。

今後も「金融サービスの向上」に向けて努めてまいりますので、変わらぬご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 改定の対象となる規定
 - (1) 貸金庫規定（一般型）
 - (2) 貸金庫規定（自動型）
2. 改定内容
 - (1) 貸金庫に保管いただけないものに「現金」を追加
 - (2) 貸金庫の利用目的（適切にご利用いただいていること）を申告いただくことを追加
 - (3) 解約事由の追加 等
3. 改定日
2026年4月1日（水）
4. 新旧対照表および改定後の規定
改定後の規定（別添資料）

以 上